

天平十三年の書持と家持との贈答について(一)

—その本文校訂—

村 田 右富実

一 はじめに

『万葉集』卷十七には、平城京にいる大伴書持から恭仁京の大伴家持に贈られた二首(17・三九〇九～三九一〇、以下書持贈歌と記す)と、それに対する報送歌三首(17・三九一一～三九一三、家持返歌と記す)が載せられている。本稿では、この贈答の内容には触れず、最も基礎的な本文校訂について論じる。

二 諸本状況

卷十七は、非仙覚本に恵まれない。元暦校本があるものの、一部欠けており、類聚古集、古葉略類聚抄、検天治本が見える程度である。廣瀬本が発見されるまで、場合によっては非仙覚本が一本もない箇所もあった。本稿で主に扱う当該贈答の題詞左注も、現在、廣瀬本が事実上唯一の非仙覚本である。『校本万葉集』によ

って確認できる、当該贈答部の諸本は以下の通り。¹⁾

非仙覚本—廣瀬本・類聚古集(歌、及び題詞や左注の一部)・

元暦校本(家持返歌第三首の訓以降)

仙覚寛元本系—神宮文庫本・細井本

仙覚文永三年本系—西本願寺本・紀州本

仙覚文永十年本系—温故堂本・陽明本・大矢本・近衛本・京

大本

版本—活字無訓本・活字附訓本・寛永版本

三 西本願寺本と廣瀬本

まず、仙覚本系を代表する西本願寺本と廣瀬本とを比較することから始める。両本とも参考までに直前の17・三九〇八番歌の左注から、17・三九一四番歌の左注の一行目までを記している。訓や返り点は除き、漢字の字体にはそれほど注意を払っていないが、

西 右天平十三年二月右馬寮頭境部宿祢老麿作也

詠霍公鳥歌二首

↑ 甲

多知婆奈波常花尔毛杵·保登等藝須周無等來鳴者伎可奴日奈家牟

珠尔奴久安布知乎宅尔宇惠多良婆夜麻霍公鳥

可礼受許武可聞

右四月二日大伴宿祢書持從奈良宅贈兄家持

↑ 乙

橙橘初咲霍鳥·鸛嚶對此時候詎不暢志因作三首短
詞以散鬱結之緒耳

↑ 丙

安之比奇能山邊尔乎礼婆保登等藝須木際多知

久吉奈可奴日波奈之

保登等藝須奈尔乃情曾多知花乃多麻奴久月之

來鳴登餘牟流

保登等藝須安·不知能枝尔由吉底居者花波知良

牟奈珠·登見流麻泥

右四月三日内舍人大伴宿祢家持從久邇京報

送弟書持

思霍公鳥歌一首 田口朝臣馬長作

保登等藝須今之來鳴者餘呂豆代尔可多理都具

倍久所念可母

右傳云一時交遊集宴此日此處霍公鳥不喧仍作

廣 右天平十三年二月右馬頭境部宿祢老麿作也

詠霍公鳥歌二首

大伴宿祢書持

↑ 甲

多知婆奈波常花尔毛杵·保登等藝須周無等來鳴者伎可奴日奈家牟

珠尔奴久安布知乎宅尔宇惠多良婆夜麻霍公鳥

可礼受許武可聞

右四月二日大伴宿祢書持從奈良宅贈兄家持

↑ 乙

和歌四首

橙橘初咲霍鳥·鸛嚶對此時候詎不暢志自作

三首短歌以散鬱結之緒耳

安之比奇能山邊尔乎礼婆保登等藝須木際多知

久吉奈可奴日波奈之

保登等藝須奈尔乃情曾多知花乃多麻奴久月之

來鳴登餘牟流

保登等藝須安·不知能枝尔由吉底居者花波知良牟

奈殊·登見流麻泥

右四月三日内舍人大伴宿祢家持從久邇京

報送弟書持

思霍公鳥歌一首 田口朝臣馬長作

保登等藝須今之來鳴者餘呂豆代尔可多理者

具倍久所念可母 右傳云一時交遊集宴此日此處霍公鳥不喧仍

題詞左注の高さ、文字配りは可能な限り忠実に記した。また、途中の縦線は丁替えを示す。

西本願寺本は前ページ上段。西本願寺本における一行あたりの歌の文字数は二十字。「橙橘初咲」から始まる家持返歌の序文は題詞よりも高く書かれている一方、左注の一行あたりの文字数は歌に比べると安定しない。

下段には廣瀬本の状況を記した。こちらは歌一行あたりの文字数は多少行によって違うものの、やはりおよそ二十字。題詞が歌よりも低いのは廣瀬本の特徴である。「橙橘初咲」から始まる行は、題詞とほぼ同じ高さになっている。

二本間の校異は軽微なものもあるが、大きな校異は、甲丙の部分である。なお、この二本では一致していても、他の写本との関係で問題となる箇所もある。以下、これら甲丙について個別に述べてゆく。

四 甲 17・三九〇九番歌題詞下の「大伴宿祢書持」

この題詞下の作者名表記の部分についての諸本状況は以下の通り。

元／宮・細／西・紀／温・陽・矢・近・京／無・附・寛、ナシ。

廣、「大伴宿祢書持」。

この作者名表記は廣瀬本以外には存在しない。元暦校本につい

ては、吉井論文が元暦校本における卷十七の元号の有無について、

天平の文字は巻頭の作のみに附されてゐるのであるが、これは要するに、以後の作は同元号の時の作故、附するに及ばぬと言ふきはめて合理的な立場に立つて居るのであらう。

と指摘するのと同じように、題詞と左注との重複を避けるための写本レベルにおける削除とも見られるが、他の諸本に存在しない点を考慮すれば、当初から存在していなかった可能性も十分に考えられる。この作者名表記が存在しているとすれば、題詞と左注の両方に作者名表記が存在することになる。そこで、卷十七中に見える題詞下の作者名表記の類例を見てみたい。

類例は二例。まず、A 17・三九一四番歌題詞下の作者名。廣瀬本の本文と諸本の状況は以下の通り。³⁾

A 思霍公鳥歌一首 田口朝臣馬長作

保登等藝須今之来鳴者餘呂豆代尔可多理者。

具倍久所念可母

右傳云一時交遊集宴此日此處霍鳥不喧仍

作件歌以陳思慕之意但其宴所并

年月未得詳審也

元、「田口朝臣長馬」(小字、長ト馬トヲ入レ換エルベキヲ示ス)。

廣／宮・細／西・紀／温・陽・矢・近・京／無・附・寛、

「田口朝臣馬長作」(但シ、紀ハ小字)。

文字の大小や顛倒もあり、元|に「作」がないのも気になるけれども、全ての写本に作者名表記が存在しており、当該「大伴宿祢書持」の存在を否定するような例とはなり得ない。卷十七における題詞下の作者名表記の確例である。ただし、この例は左注に作者名表記はなく、作者名が重複しているわけではない。

次に、B 17・三九六〇番歌題詞下の「越中守大伴宿祢家持作」という作者名。Aと同様、廣瀨本の本文と諸本状況を記す。

B 相歡歌二首 越中守大伴宿祢家持作

庭尔敷流雪波知敝之久思加乃米尔於母比氏伎美乎

安我麻多奈久尔

白浪乃余須流伊蘇未乎榜船乃可治登流間奈久

於母(保)要之伎美

右以天平十八年八月掾大伴宿祢池主

附大帳使赴向京師而同年十一月還到本任

仍設詩酒之宴彈絲飲樂是日也白雪忽

降積地尺餘此時也復漢夫之船入海浮瀾

受守大伴宿祢家持寄情二眺聊裁所心

元、ナシ。廣・類・古／宮・細／西・紀／温・陽・矢・近・

京／無・附・寛、「越中守大伴宿祢家持作」。

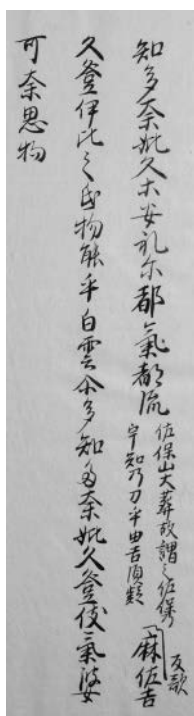
この作者名表記は元暦校本に存在しないが、ここも左注との重複を嫌ってのものと理解することは可能である。しかし、廣瀨本だけでなく、類聚古集、古葉略類聚抄、仙覚本系の写本に揃って作

者名表記が存在しており、ここは題詞下の作者名表記を認めてよいだろう。この例は、卷十七にあって、題詞と左注とに作者名表記が重出する確例となるのだが、左注の「大伴宿祢家持」は文中に紛れやすい形なので、なお留保が必要である。

このように見えてくると、「甲」部の結論は、廣瀨本の独自異文の評価にかかっているといつてよいだろう。

卷十七の題詞左注で廣瀨本の独自異文とそれに準じる例を拾ってみると、C 17の四例をあげることができる。

まず、C 17・三九五八番歌題詞「哀傷長逝之弟歌」の反歌)に想定可能な「反歌」の文字。諸本の状況は次の通り。



(反歌)。元・類／宮・細／西・紀／温・陽・矢・近・京／無・

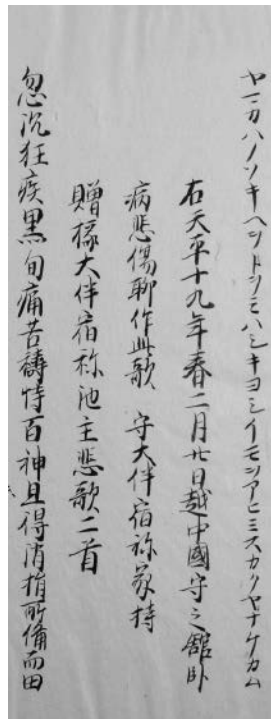
附・寛、ナシ。古、ナシ。但シ、前行二「哀傷長逝之弟哥一

首略之并短哥二首」アリ。廣、写真参照。

卷十七では、「反歌」の頭書のない方が普通だが、廣瀨本は反歌の歌本文を書いてから、「反歌」の二文字を補っている。この点、書写者(廣瀨本の書写者、あるいは廣瀨本に至るまでのいずれかの書写者)が個人的に反歌の位置にある短歌であることを指示し

たものなのか、原本に存在していたものの単なる書き落としによる補入なのかを知るすべはない。

次は、D17・三九六番歌左注の「守大伴宿祢家持」である。廣瀬本と諸本の状況は次の通り。



宮・細／西・紀／温・陽・矢・近・京／無・附・寛、次ノ歌ノ題詞トスル。元、ナシ。題詞ノ前行ノ右ノ行間ニ緒ニテ書ケリ。廣、写真参照。

廣瀬本の左注の最後に位置している「守大伴宿祢家持」は、元暦校本、廣瀬本以外では次の「贈祿大伴宿祢池主悲歌二首」の題詞の冒頭に記されている。元暦校本では左注にも題詞にも存在せず、題詞の前行の右の行間に緒にて書かれている。この点について、注釈書類は、

題詞の冒頭と判断するもの——代匠記（初稿本）・代匠記（精撰本）・劄記・万葉考・略解・口訳・新考・全釈・総釈・全書・佐佐木評釈・旧全集・新編全集・釈注・和歌大系・新大

天平十三年の書持と家持との贈答について（一）

系・全歌講義・全解／おうふう・埴CD-ROM
削除するもの——窪田評釈・私注・増訂全註釈・旧大系・注釈・全訳注・全注

左注の作者名表記とするもの——集成／新校注／松田論文Aと割れる。この点、巻十七において、家持作が題詞に家持作であることを記す例はなく、いわば無標に家持作であることを主張しており、これも左注の作者名表記と認めるべきだろう。元来左注に存在していた作者名表記の「守大伴宿祢家持」は、無標で家持作歌を示していた次歌題詞に有標的に組み込まれたと理解すべきである。ここは廣瀬本の独自異文が本文校訂に有益だった例といつてよい。ただし、これによって、題詞と左注の両方に作者名表記を持つ例は一例減ってしまうことにもなる。

続いてE17・三九六九番歌序文であるが、これは、そもそも独自異文か否か判断が分かれる。次に廣瀬本の該当部を掲げる。

含弘之徳、垂思蓬體。不賢之思、報慰陋心。戴荷来眷、无堪所喻也。但以稚時不涉遊藝之庭、横翰之藻、自乏乎彫蟲焉。幼年未遑山柿之門。裁歌之趣、詞文追慙庸淺之作。然惟古人无言不酬。今者之意、孰能非報乎哉。因以述懷賦題、煩重敬和。其歌曰

失乎聚林矣。忽見以藤續錦之言、更題將石間瓊之詠。同是俗愚懷癖、不能默已。仍捧數行、式酬嗤咲。其詞曰
このうち、傍線部の三十八字が通行本には存在しないが、検天治

本は文字レベルの校異が少しあるものの、ほぼ同じ三十八字が「以藤續錦之言」の「之」の次に存在し、「言」の文字はない。また、京大本の頭注には、やはりほぼ同じ三十八字が存在し、こちらは「裁歌之趣」の下に存在していたことを示している。

廣瀬本によれば、序文は二段落からなり、それぞれの段落の末尾に「其歌曰」と「其詞曰」を持つかなり不思議な文章となる。また、第二段落の冒頭は意味が通らない。武田論文、木下論文は、これを家持の草稿の反映とした。その判断について可否を下す知見は持ち合わせていないが、廣瀬本の本文の優越性を示す例となる可能性を持つ⁶⁾。

最後はF17・三九七三番歌の前に位置する漢詩の序文であるが、これは「日所恨徳星已少歟若不扣寂含章何以據」の十七字の脱落であり、目移りによるものと思しい。書写者の過誤か、それ以前から存在していた瑕疵なのかは不明だが、廣瀬本の独自異文の価値判断という観点からいえば、大きくマイナスに働く例である。以上、巻十七における廣瀬本の独自異文とそれに準じるものを見てきた。たしかに、廣瀬本を重要視すべき箇所も存在したが、単なる脱落の部分もあり、結局、個別論として考えるよりない。翻って当該部分（三九〇九題詞下の「大伴宿祢家持」）を見る時、最初に書いたように、元暦校本に「大伴宿祢書持」が存在しない点は題詞と左注の重複回避にも求められるが、他の諸本に存在しない点は無視できない。当該部については、廣瀬本の独自異文を

積極的に採用するに足る理由は見出せず、「大伴宿祢書持」の六文字を本文とすることはできない。

五 丙 17・三九一一番歌序文

次に、順序は逆になるが、先に丙17・三九一一番歌序文について述べる。「橙橋初咲霍鳥鸞嚶」の部分の「霍鳥」が「霍公鳥」か「霍鳥」という校異である。諸本の状況は以下の通り。

廣／西・紀／矢・近、「霍鳥」。
 宮・細／温・陽／無・附・寛、「霍公鳥」。
 京、「霍鳥」（タダシ、「公」ヲ右ニ書ケリ。本文中「霍鳥」ノ間ニ〇符アリ）。

廣瀬本をはじめ五本が「霍鳥」となっている。また、『拾穂抄』以降の主な注釈書等の状況は以下の通り。

霍公鳥——拾穂抄、代匠記（初）、代匠記（精）、劄記、考、略解、古義、口訳、新考、全釈、旧大系（訳文）、澤瀉注釈、旧全集、集成、全訳注、新編全集、全歌講義／おうふう、塙CD-ROM／鈴木論文A、鉄野論文

霍鳥——総釈（佐佐木信綱氏担当）、窪田評釈、全書、佐佐木評釈、私注、増訂全註釈、旧大系（本文）、全注（橋本達雄氏担当）、釈注、和歌大系、新大系、全解／新校注／松田論文B、花井論文、鈴木論文B

最初に「霍鳥」を採用したのは『総釈』だが、これに関係する

記述はない。『窪田評釈』も「『霍鳥』は、ほととぎす。」と記すのみである。最初に「霍鳥」について触れたのは『全書』で、「霍鳥は、霍公鳥の略。上の橙橋初咲の対句として四字にした。」と述べた。極めて適切な注であり、以下、「霍鳥」を採用する諸注が『全書』に触れないのは不思議である。

類例は、17・三九一四番歌左注（3ページ）にも見える。状況は次の通り。

元|廣・類、「霍鳥」。

宮|細|西・紀|温・陽・矢・近・京|無|附・寛、「霍公鳥」。

ここも「く交遊集宴 此日此處 霍鳥不喧 仍作伴歌」と四字句に揃えている箇所であり、『新大系』や『新校注』が「霍鳥」としたのに従うべきである。

当該序文は四字句を基調とした作品として存在している。廣瀬本の登場によって本文が確定した例といってよいだろう。

六 乙17・三九一〇番歌左注

続いて、乙17・三九一〇番歌の左注について論を進める。通行本文は「右四月二日大伴宿祢書持從奈良宅贈兄家持」であるが、これに続いて、以下のように「和歌X首」（Xは「二」か「四」。また、「歌」か「詞」かは問わない）の文字を持つ本が存在する。なお類聚古集は題詞と左注とが入り混じった形になっている。状況は以下の通り。

西・紀|温・陽・矢・近・京、ナシ。京、緒小字ニテ「和歌二首」ト書ケリ。

廣、「和歌四首」。

宮|細、「和詞二首」。

無|附、寛、「和歌二首」。

類、三九一〇番歌本文ノ下二小字「大伴書持詠霍公鳥從奈良宅贈兄家持哥二首之中」アリ。

非仙覚本である廣瀬本には「和歌四首」、寛元本系とその流れを汲む版本には「和歌二首」、そして、寛元本系といわれる京大本の緒に「和歌二首」とある。

この点について、最初に触れたのは『代匠記 初稿本』である。同書は「三誤作二」としか述べないが、「三」は家持による返歌の歌数なので、この「三首」を家持歌の題詞として捉えていることがわかる。ただし、「家持和歌三首」なのか「和歌三首」なのかといった細かなところは不明である。この『代匠記』説を承けた『新考』は、

和歌二首は和歌三首の誤にて次の歌の標題なるがまぎれて前の歌の左註につらなれるなり。（17・三九一〇番歌左注の注）
前の歌の左註の末なる和歌二首を引離ちその二を三に改めて新たに此歌どもの標題としたるなり。（17・三九一一番歌題詞の注）

と、この点を明確に記した。この『代匠記』・『新考』説に対し、

『劄記』は、「和歌二首、此四字不審。疑ふらくは衍文歟。」と衍字であると指摘し、『全釈』がこれに従い、

和歌二首とあるのは、疑はしい。和歌は和へ歌であるから、ここに適応しない。西本願寺本・神田本などに、この四字が無いのが原形であらう。

と、「和歌」が「やまとうた」ではなく「和する歌」であることを根拠に衍字説を補強し、通説化した。たしかに最初に家持に贈られた書持歌が「和歌」であることはあり得ないが、それは「和歌」が左注であるという前提に立ってのものでしかない。

こうした研究状況をうけ、この点について最も詳細に述べた論が鈴木論文Aの注である。鈴木論文の中から、要となりそうな部分を用用する（傍線は引用者）。

イ書持歌の左注が一行書きで、しかも家持歌の題詞がその左にはほ同じ高さで記されていたならば、後の書写筆者が、中略して誤って「和歌三首」を書持歌の左注に連ねることもありうる。

また「和歌三首」を「和歌二首」の誤りと考えることもありうる。

口「和歌二首」を衍文とする通説に従えば、家持歌に題詞はないという不審を招く。中略して17三八九〇～三九二一は後の追補と思われ（『代匠記』惣釈）、題詞、左注が歌の創作時期よりもずっと後に、大伴家持によって整え記されたことは、まず疑を容れない。この一群の中で題詞のないのは

当面の家持歌だけなのである。

八家持は後の序文を伴う歌（17三九六五～三九六六、三九六九～三九七二、18四一〇六～四一〇九、19四二四八～四二四九）には必ず題詞を付していることも、右の不審をいっそう強めるばかりである（注略）。この問題も、原本に家持歌の題詞として、歌序の前に「和歌三首」とあったと考えたことで解決をみるのではないか。

このように、鈴木論文Aは「和歌三首」が家持返歌の題詞であった可能性を追究するのだが、論文本文中に「和歌三首」の記述はなく、鈴木論文Bにおいても「和歌三首」は採られない。また、注釈書や論文で、この「和歌三首」を家持返歌の題詞としているものも見られなかった。

結論を先取りすれば、本稿は「和歌三首」を積極的に家持返歌の題詞に位置づけるべきであると考ええる。以下、鈴木論文に導かれながら論を進める。

七 17・三九二一番歌の題詞（一）——鈴木論文Aを基に——

まず、鈴木論文Aが示す、「イ」の左注と題詞とが連続する場合の文字の高さについていえば、写本の書写態度によって大きく変わるであろうことは容易に想像できる。そこで、巻十七の廣瀬本と元暦校本とを比較してみる。ただし、廣瀬本の巻十七の四〇〇三番歌以降は巻十の後半部に記されており、筆も違うため比較対

象とはしなかった。引用はどちらも天の位置に歌や序文を取り、
題詞や左注がそこから何文字下がっているかを明瞭にするため、
文字数分の□を記した。文字数については微妙な場合もあるが、
行論に支障はない。また、改行位置についてもそのままにした。

G 17・三八九九左注

元□□□右九首作者不審姓名

□□十年七月七日之夜獨仰天漢聊

□□述懷一首

廣□□□右九首作者不審姓名

□□十年七月七日之夜獨仰天漢聊述懷一首

H 17・三九〇〇左注

元□□□□□右一首大伴宿祢家持作

□□□□□□□追和大宰之時梅花新歌六首

廣□□□□右一首大伴宿祢家持作

□□追和大宰之時梅花新歌六首

I 17・三九〇八左注

元□□□右十二年十二月九日大伴宿祢書持作

□□讚三香原新都歌一首

廣□□□□右十二年十二月九日大伴宿祢家持作

□□讚三香原新都歌一首

J 17・三九七二左注

元□□□□三月三日大伴宿祢家持

□□七言晚春遊覽一首^{并序}

廣□□□三月三日大伴宿祢家持

□□□七言晚春三日遊覽一首^{并序}

G、Iは、元曆校本、廣瀨本ともに、左注の方が次の題詞よりも低く書かれている例。もっとも一般的な書式といってよいだろう。Hは元曆校本では左注と題詞とが同じ高さになっているのに対し、廣瀨本では一般的な書式のもの。JはHとは逆に廣瀨本では左注と題詞とが同じ高さになっているものである。なお、元曆校本、廣瀨本ともに左注と題詞とが同じ高さの例はなかった。

このようにさまざまな結果になるのは、特に元曆校本と廣瀨本との比較に限ったことではあるまい。たとえば、廣瀨本の巻十七でも巻十に継がれている後半部分では、左注と次の題詞は全て同じ高さで記されている(六例)。左注と次の歌の題詞が連続してしまふのは不思議なことではない。そして、意味理解を伴う書写が行われると、左注と次歌題詞との切り方に誤解が生じる場合が生ずる。先に触れたD 17・三九六四番歌左注はその典型である。さらに、二ページの廣瀨本に示したように、当該部分は一行あたりの文字数を考えると、「兄家持」付近が改行位置にあたるため、「和歌」を「やまとうた」と理解してしまえば、書持贈歌の左注に見える「右四月二日大伴宿祢書持從^二奈良宅^一贈^二兄家持^一和歌二首」の文字列(便宜上、返り点を付した)は、

右、四月二日、大伴宿祢書持、奈良の宅より兄家持に贈る和

歌二首

と読めてしまう。当該箇所左注と次歌題詞とが一連なりの左注と理解された可能性は十分に考えられよう。

次に「口・ハ」はともに家持の返歌に題詞のない点を取りあげて。鈴木論文Aはそれを生身の同伴家持の問題として取りあげているが、そうではなく、静態としての巻十七の問題として捉えなおしたい。

巻十七を俯瞰したときに気づかされることのひとつに、鈴木論文Aも述べる題詞の存在がある。巻十七には数え方にもよるが、四十三の作品が並んでいる。この中で、題詞を持たない作品は当該家持の返歌を除くと、

- 1 池主から家持に贈られた三九六七～三九六八番歌
- 2 池主から家持に贈られた三九七三～三九七五番歌
- 3 天平二十年の「あゆの風」(四〇一七)以下の四首

の三例のみである。そして、「1・2」は池主作歌であり、よくいわれるように、書簡の切り継ぎである可能性が高い。「3」天平二十年の「あゆの風」以下の四首に題詞が存在しない理由は不明だが、この四首よりも後の天平二十年の作には題詞はあるものの、作歌の日付が記されず、天平十九年までの歌々が、日付がわからない場合は「其宴所并年月未得詳審也」(17・三九一四左注)や「年月不審」(17・四〇一六左注)のように、その年月に興味を示しつつも不明と記す中であって例外となる。巻十七中、天平二十

年は別の扱いを受けているようである。

さらに、巻十七の題詞は基本的に「歌(賦)一首」の形式を取る。この例外となるのは、複数作者をかかえる、

八月七日夜集于守大伴宿柵家持館宴歌(17・三九四三)

であるが、この歌群は左注には逐一「右一首作」と記される。すなわち、巻十七全体から帰納したとき、当該家持返歌の題詞には、

- 一 左注に作者名表記があるため、作者名がない
- 二 「歌一首」の形式

という二点を満たした文字列が期待され、「和歌三首」はこれらの条件を満たす。

以上、鈴木論文に導かれながら「和歌三首」という題詞の存在の高い蓋然性を述べてきた。次はもう少し別の観点から「和歌三首」について述べる。

八 17・三九一一番歌の題詞(二)——類聚古集から——

たしかに、当該部分は元暦校本が欠けており(返歌第三首の訓の部分以降は存在する)、題詞左注部分の全てを持つて非仙覚本は廣瀬本しかない。しかし、類聚古集にはこの贈答が記されており、そこには題詞左注の文字列を推定させる情報が含まれており、書持贈歌から見よう。贈歌第一首(17・三九〇九)は、類聚古集の第二巻四丁ウにあり、10・一九六二番歌に続く形で記されている。次の通り。

十本人霍公鳥乎八希将見今哉汝来戀

乍居者大伴宿禰書持詠霍公鳥從奈良宅贈大家持哥

七多知波奈波常花尔○毛歟保登等藝須固无

等来鳴者伎可奴日奈家牟

贈歌第一首の題詞が直前の歌に割り注の形で入ってしまったっており、その割り注には「大伴宿禰書持詠霍公鳥從奈良宅贈大家持哥」とある。途中「盡」は「書」、「大」は「兄」の誤写であり、「從」はよくわからない文字で記されているが、文脈から考えて暫定的に「從」としておく。先にも触れた（後にも触れる）贈歌第二首（17・三九一〇）の割注同様、題詞と左注とが入り混じった形になっている。依拠した部分を記せば次のようになる（明らかな誤字は訂正した。また「左」は左注、「題」は題詞、「？」は依拠不明を示す）。

大伴宿禰書持詠霍公鳥從奈良宅贈兄家持哥左左左左左左左左左左左左左左左左

「哥」については、『万葉集』を解体し類題集を作り上げた時に付されたものなのか、題詞から取ったものなのか、それとも、左注に「和歌二首」などとあり、そこから取ったものなのか、判然としない。しかし、「詠霍公鳥」と「從奈良宅贈兄家持」から、書持贈歌に現行本に近い題詞左注が付されていたことは間違いない。

この点は、贈歌第二首（17・三九一〇）からも推定可能である。贈歌第二首は、類聚古集の第二卷七丁オに見える。以下の通り。

七珠尔奴久安布知乎宅尔宇惠多良婆夜麻霍

天平十三年の書持と家持との贈答について（一）

公鳥可礼受許武可聞大伴書持詠霍公鳥從奈良宅贈兄家持哥二首之中

歌本文は現行本文と一致し、割り注部分には「大伴書持詠霍公鳥從奈良宅贈兄家持哥二首之中」とある。途中「見」は「兄」の誤写であろうから、この割り注も、贈歌第一首と全く同じタイプである。

大伴書持詠霍公鳥從奈良宅贈兄家持哥二首之中左左左左左左左左左左左左左左左左

最後の「二首」は、題詞から取った「二首」なのか、左注に「和歌二首」とあり、そこから取った「二首」なのか、やはり判然としない。

続いて、類聚古集の家持返歌をみてみよう。返歌第一首（17・三九一一）は第二卷四十一丁オに記される。こちらは題詞が付されている。

内舍人家持從久迺京報弟書持哥

七安之比奇能山邊尔乎礼婆保登等藝須木際

多知久吉奈可奴日波奈之

この題詞は次に示すように返歌第三首の左注から作られたものである。

内舍人家持從久迺京報弟書持哥左左左左左左左左左左左左左左左左

返歌第二首（17・三九一二）は、返歌第一首に続いて掲載されており、題詞左注に関する記述はない。

そして、返歌第三首（17・三九一三）は、第二卷七丁ウにあり、以下の通り。

七保登等藝須安不知能枝尔由吉氏居者花波

知良牟奈珠登見流麻泥内舎人家持和久近京報弟子持哥三首之中

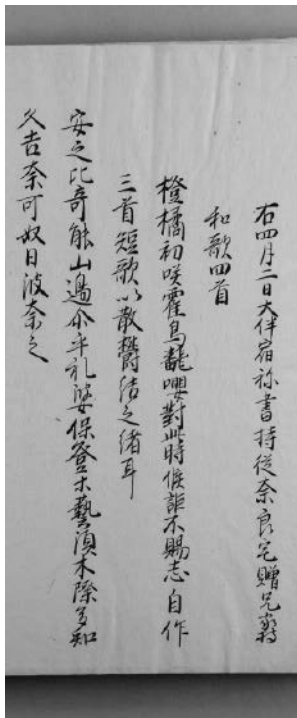
こちらでも本文に誤りはなく、割り注部分は「内舎人家持和久近京報弟子持哥三首之中」となっている。「子」は「書」の誤字だろう。その依拠した部分は以下の通り。

内舎人家持和久近京報弟子持哥三首之中

○を付した「和」、「哥三首」は、これまで推定してきた家持返歌の題詞「和歌三首」から取られたものとしか考えられまい。類聚古集に残された題詞・左注から考えるに、家持の返歌には「和歌三首」の題詞が付されていたといつてよい。

九 17・三九一一番歌の題詞(三) — 廣瀬本から —

ここまで、家持返歌に「和歌三首」の題詞が存在していたことを述べてきた。それは、廣瀬本からもうかがえる。次に廣瀬本の当該部を掲げる。



「和歌四首」の高さは「右四月二日」よりやや低い。そして、直前行の最下部に位置する「兄家持」はあきらかに字が小さくなり、無理に一行に収めようとしていることがわかる。これは、廣瀬本の書写者にとって「和歌四首」を独立した一行にする必要があったことを示す。少なくとも廣瀬本は「和歌四首」を家持返歌の題詞として扱っている。なお、「和歌二首」を持つ、宮、無、附、寛の写真を見たが、行頭が「兄家持和詞二首」(宮)、「家持和歌二首」(無、附、寛)となっており、少なくとも「和歌二首」という題詞とは考えられなかった⁷⁾。

廣瀬本では「和歌四首」という題詞が付されていた。「三首」ではなく、「四首」である点に疑問が残るが、これはいかんともしがたい。「橙橘初咲」の序文を歌と理解したという可能性はあると思うが想像の域を出るものではない。実際には三首しかなく、類聚古集を見合わせたとき、家持返歌の題詞は「和歌三首」とすべからざるであろう。また、寛元本系と版本に見える「和歌二首」は左注に取り込まれた結果なのだろう。しかし、これも「四首」同様、想像の域を出ない。

なお、寛元本では「和歌二首」とあったものが、文永本において削除された理由は、左注に取り込まれた「和歌二首」の「和歌」を「やまとうた」と認定したところにあるのではないか。というのも、文永六年(一二六九)に記された『仙覚抄』の「万葉集ノ題号」の条には、『万葉集』であって『万葉和歌集』ではない理由

を述べるくだりがあり、そこでは、

有^テ他人^一、詠^二同題^一云^三和哥^一。不^レ然只某甲力作哥ナトカケル也

と、「和歌」は「和する歌」であり、「やまとうた」ではないと述べているからである。寛元本成立から文永三年本成立までの間に、仙覚がこのことに気づいたとすれば、より積極的に「和歌二首」を衍字だと断定する要因にはなるだろう。ただし、これも推測に過ぎない。

最後に、あらためて「和歌三首」が脱落する要因と、「和歌三首」が付加される要因とを比較してみたい。「和歌三首」の脱落については、「和歌」を「やまとうた」と解釈した結果、後の衍入が疑われた可能性や、

右四月二日□□□大伴宿祢書持從奈良宅贈 兄家持

右四月三日内舍人大伴宿祢家持從久邇京報送弟書持

というように、対照を成す二つの左注を重要視した可能性、さらに、題詞に「詠霍公鳥歌二首」とあるため、その「二首」との重複忌避などが考えられよう。一方、「和歌三首」(「二首」あるいは「四首」)の衍入については、その原因を推測することは困難である。

十 むすびにかえて

以上、述べてきた書持贈歌の左注から家持返歌の序文までの校訂本文を前後の歌とともにあげる。ただし、題詞、序文、左注の

天平十三年の書持と家持との贈答について(一)

高さは暫定的なものである。

玉に貫く 棟を家に 植ゑたらば 山ほととぎす 離れず来むかも(17・三九一〇)

右四月二日大伴宿祢書持從奈良宅贈兄家持

和歌三首

橙橘初咲 霍鳥纒嚶 對此時候 詎不暢志 因作三首短歌

以散薔結之緒耳

あしひきの 山辺に居れば ほととぎす 木の間立ち潜き

鳴かぬ日はなし(17・三九一一)

家持返歌に「和歌三首」という題詞が存在したことは、家持返歌に「和歌」としての理解を要求する。歌群全体の解釈については、稿を改めて述べる。

【参考文献】

小野寛氏「大伴書持小考」(『論集上代文学』第二〇集・一九九三年十月)

神堀忍氏「元暦校本萬葉集卷第十七、卷第十八の書寫上の異同をめぐって」

(『万葉』一九九〇・一九五六年四月)

木下正俊氏「卷十七の対立異文の持つ意味」(『万葉』四六号・一九六三年一月)

月／『萬葉集論考』臨川書店二〇〇〇年)

佐藤隆氏「内舍人大伴家持とホトトギス―書持の影響を中心として」(『中

京大学文学部紀要』二七卷一号・一九九二年六月／『大伴家持作品論説』

おうふう一九九三年)

鈴木武晴氏「家持と書持の贈報」(『山梨英和短期大学紀要』二二号・一九八

八年一月) 鈴木論文A

鈴木武晴氏「家持と書持の贈報再論―異論を超えて真実へ―」(『都留文科

大学研究紀要』八五号・二〇一七年三月) 鈴木論文B

武田祐吉氏「『元暦校本』卷第十七の考察」(『日本文学論纂』明治書院一九三二年)、『武田祐吉著作集 第五卷』角川書店一九七三年)

鉄野昌弘氏「詠物歌の方法―家持と書持―」(『万葉』一六三号・一九九七年九月)、『大伴家持』歌日誌』論考』塙書房二〇〇七年)

花井しおり氏「橘」と「あふち」―家持と書持「ほととぎす」をめぐる贈答―」(『奈良女子大学文学部研究年報』四七号・二〇〇三年十二月)

松田聡氏「万葉集末四卷における作者無記の歌―歌日記の編纂と家持―」(『早稲田大学国文学研究』一五六号・二〇〇八年一〇月)、『家持歌日記の研究』所収) 松田論文A

松田聡氏「家持と書持の贈答―「橘の玉貫く月」をめぐって」(『万葉』二二二号・二〇一六年五月)、『家持歌日記の研究』塙書房二〇一七年) 松田論文B

吉井巖氏「元暦校本万葉集卷十七の一性質」(『万葉』一〇号・一九五四年一月)

注

(1) 諸本の名称、及び「廣」などの略号は、紀州本(神田本)を「紀」とする以外は、全て『校本万葉集』に拠った。

(2) 軽微な校異と判断したものは傍点を、問題となる校異には棒線を付した。

(3) 以下の翻刻も2ページ同様、改行位置や段下げをできるだけ正確に再現する形で記している。

(4) 一字単位のものや微細な校異は省いた。

(5) 17・三九五七番歌は、割り注による自注が存在するため、写本によって改行位置が異なる。このことが影響している可能性が高い。

(6) この点、木下正俊氏「廣瀬本万葉集解説」(『校本万葉集 第十八卷』岩波書店一九九四年)にも詳しい。また、同氏前掲論文にも言及がある。なお『萬葉集論考』(臨川書店二〇〇〇年)所取の際に大きく改稿

されている。

(7) 細井本は未見。

本研究はJSPS科研費JP20K00329の助成を受けたものである。

The Correspondence Between “大伴書持” and “大伴家持” in 741 (1)

MURATA Migifumi

A correspondence between “大伴書持” (Ootomo-no-Fumimochi) and “大伴家持” (Ootomo-no-Yakamochi) is noted in Volume 17 of “万葉集.” Conventionally, the letters from “左注” of No. 3910 to “前置漢文” of No. 3911 are considered as follows:

右四月二日大伴宿祢書持從奈良宅贈兄家持

橙橘初咲霍鳥飜嚶 對此時候詎不暢志 因作三首短歌 以散鬱結之緒耳

However, “仙覚寛元本系” has the letters “和歌二首” and “廣瀬本” has “和歌四首,” which follows “左注.” Furthermore, “和歌二首” exists in “題詞” of “類聚古集.” When taking all the above-mentioned aspects into consideration, these letters should be revised as follows:

右四月二日大伴宿祢書持從奈良宅贈兄家持

和歌三首

橙橘初咲霍鳥飜嚶 對此時候詎不暢志 因作三首短歌 以散鬱結之緒耳

The paper suggests that No.3911-3913 should be understood as “和歌.”

キーワード：本文校訂 (Revision of the text)、万葉集卷十七 (Volume 17 of “万葉集”)、廣瀬本 (廣瀬本)、元暦校本 (元暦校本)、類聚古集 (類聚古集)

